

入札約款

(目的)

第1条 鳥取県後期高齢者医療広域連合が発注する工事又は製造の請負、物品の買入れその他の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取り扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鳥取県後期高齢者医療広域連合財務規則（鳥取県後期高齢者医療広域連合規則第9号）その他法令に定めるもののほか、この入札約款に定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、設計図書、仕様書、図面（以下「設計図書等」という。）及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、設計図書等及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者等は、入札書（第1号様式）を作成し、封書にして自己の名を表記し、入札の日時までに入札の場所へ提出しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（第2号様式）を入札の執行前に提出しなければならない。

4 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

5 代理人は、同一入札において2人以上の代理人となることができない。

6 入札参加者は、同一入札において他の入札参加者の代理人となることができない。

7 入札参加者等は、誓約書（第3号様式）を入札の執行前に提出しなければならない。

8 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印するか、若しくは入札書中の余白に訂正事項を記載し、押印しなければならない。ただし、金額の訂正は、いかなる場合も認めない。

9 入札参加者等は、提出した入札書の書き換え、引き換え、変更又は撤回をすることはできない。

10 入札参加者等は、入札書の提出と併せ、当該入札書に記載した金額の内訳として、見積内訳書を提出しなければならない。ただし、あらかじめ見積内訳書の提出が必要ないとの説明のあったとき、又は再度入札にあってはこの限りでない。

(入札の辞退)

第3条 入札参加者等は、入札の執行完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札を辞退するときは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによりその旨を申し出るものとする。

(1) 入札執行前 入札の執行前に、入札辞退届(第4号様式)により申し出るものとする。

(2) 入札執行中 入札辞退届又は辞退の旨を記載した入札書により申し出るものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取り扱いを受けることはない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の延期、取り止め等)

第5条 入札は、都合により延期し、又は取り止めることがある。

2 入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の疑義が生じ入札の公正を確保することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取り止めることがある。

3 入札参加者等が1人の場合は、当該入札の執行を取り止めることがある。

4 前各項の規定に基づく入札の延期又は取り止めに伴い入札参加者等に発生した損害は、入札参加者等の負担とする。

(設計図書等)

第6条 入札参加者は、入札に当たって配付された設計図書等を返却しなければならない。ただし、設計図書等を有償で配付した場合にあっては、この限りでない。

2 設計図書等を有償で配付した入札で、前条第1項、第2項又は第3項の規定により、入札を都合により取り止めた場合において、その理由につき入札参加者等に責がないと認められる場合には、納付済の設計図書等の代金を返還するものとする。

(無効となる入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札(免除の場合を除く)

(4) 記名押印を欠く入札

- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札
- (9) 再度入札における入札金額が初回の最低入札金額以上の入札
- (10) 見積内訳書の提出のない入札（ただし、あらかじめ見積内訳書の提出が必要ないと説明のあったとき、又は再度入札を除く）
- (11) 入札書に記載された金額と見積内訳書の金額に相違がある入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した者の入札

(再度入札)

第8条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、予定価格をあらかじめ公表した場合においては、再度入札は行わない。

- 2 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者、初回の入札を無効とされた者又は最低制限価格を設けた入札において、初回の入札金額が最低制限価格を下回った者は参加できない。

(落札者の決定)

第9条 最低制限価格を設けている入札の場合においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けていない入札の場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、低入札価格調査の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けている入札の場合において、予定価格及び調査基準価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がある場合は、その価格について適正に契約の履行が確保されるものと認められるときは、その価格のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札者への通知)

第11条 第9条及び前条第1項の規定により落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するものとする。

(契約の締結)

第12条 落札者は、前条第1項の通知を受けた日から5日以内に契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結しなければならない。

(契約保証金)

第13条 落札者は、当該契約の締結に際し、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、落札者が鳥取県後期高齢者医療広域連合財務規則第103条第2項又は第3項の規定に該当する場合においては、該当することが確認できる書類の提出をもってその全部又は一部を免除することができる。

(異議の申出)

第14条 入札参加者等は、入札後、この約款、設計図書等についての疑義又は不明を理由として異議を申し出ることができない。

附則

この約款は、平成19年4月27日から施行する。